

日本医師会認定健康スポーツ医 様

公益社団法人熊本県医師会
会長 福田 稔



日本医師会認定健康スポーツ医制度実施に当たっての留意事項
—更新の特例措置の終了について—

時下、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、これまで、認定証に記載された有効期限が令和2年2月以降の認定健康スポーツ医については、コロナ禍で単位を充足できない場合でも、認定健康スポーツ医とみなし、認定健康スポーツ医としての活動を認めるという特例措置の取扱いがなされる旨、令和3年4月6日付熊医発第42号にてお知らせしております。

今般、日本医師会認定健康スポーツ医制度運営委員会において検討された結果、令和5年12月31日をもって、特例措置を終了されることとなりましたのでお知らせいたします。

なお、本件は、熊本県医師会ホームページ「講演会のご案内」に掲載いたします。

記

1. 有効期限を迎えた認定スポーツ医の取扱い

コロナ禍で更新単位を充足できずに既に有効期間が満了した方（令和2年2月以降が満期の方に限る）、また今後、令和5年12月までに有効期間の満了を迎える方につきましては、令和5年12月31日までに5単位を取得したうえで、更新申請の手続きをしていただく必要があります。有効期限が令和6年1月以降の方につきましては、特例措置が適用されないこととなります。

2. 期間外単位取得の取扱い

特例措置の対象者（有効期限が令和2年2月～令和5年12月の方）につきましては、更新必要単位取得後の日本医師会への申請時において、日本医師会認定健康スポーツ医制度運営委員会では個別審査は行いません。単位要件を充足した段階で、日本医師会の承認を経て、新しい認定証を発行いたします。

3. 特例措置を適用した方の次々回の有効期限について（別添図 参照）

次々回の有効期限に向けた単位取得にあたっては、下記の例のような影響があります。

（例1）令和2年3月29日が有効期限の認定健康スポーツ医。令和2年3月までに4単位を取得していたが、コロナ禍で期限内に残り1単位を取得できず、再研修会が再開し、令和5年12月31日までに残りの1単位を取得できた場合⇒申請に基づき令和2年3月30日から令和7年3月29日の認定証が認定健康スポーツ医に発行されます。令和7年3月の有効期限に向けた更新単位の取得期間は、令和5年12月から令和7年3月までとなります。

4. 日本医師会ホームページへの掲載

本件につきましては、認定スポーツ医向けの日本医師会ホームページに掲載されません。

(<http://nintei.med.or.jp/sportsdoctor/>)

特別措置終了
R5.12

	H27.3	H28.3	H29.3	H30.3	R1.3	R2.3	R3.3	R4.3	R5.3	R6.3	R7.3	R8.3	R9.3	R10.3	R11.3	
例1) 有効期限が令和2年3月の方	<p>本来、単位を取得すべき期間</p> <p>特別措置による延長期間</p> <p>次々回の更新日は固定されています。次回更新日から5年後にはなりません。</p> <p>R5.12までに5単位を取得できれば更新ができます。</p> <p>R5.12～R7.3の間に5単位を取得すれば次々回の更新がで</p> <p>R5.12～R9.3の間に5単位を取得すれば次々回の更新ができます。</p> <p>次々回の更新日は固定されています。次回更新日から5年後にはなりません。</p> <p>特別措置による延長期間</p> <p>本来、単位を取得すべき期間</p> <p>特別措置はごさいません。</p> <p>次々回の有効期限</p> <p>次々回の有効期限</p>															
例2) 有効期限が令和4年3月の方	<p>本来、単位を取得すべき期間</p> <p>特別措置による延長期間</p> <p>次々回の更新日は固定されています。次回更新日から5年後にはなりません。</p> <p>R5.12までに5単位を取得できれば更新ができます。</p> <p>R5.12～R7.3の間に5単位を取得すれば次々回の更新がで</p> <p>R5.12～R9.3の間に5単位を取得すれば次々回の更新ができます。</p> <p>次々回の更新日は固定されています。次回更新日から5年後にはなりません。</p> <p>特別措置による延長期間</p> <p>本来、単位を取得すべき期間</p> <p>特別措置はごさいません。</p> <p>次々回の有効期限</p> <p>次々回の有効期限</p>															
例3) 有効期限が令和6年3月の方	<p>本来、単位を取得すべき期間</p> <p>特別措置による延長期間</p> <p>次々回の更新日は固定されています。次回更新日から5年後にはなりません。</p> <p>R5.12までに5単位を取得できれば更新ができます。</p> <p>R5.12～R7.3の間に5単位を取得すれば次々回の更新がで</p> <p>R5.12～R9.3の間に5単位を取得すれば次々回の更新ができます。</p> <p>次々回の更新日は固定されています。次回更新日から5年後にはなりません。</p> <p>特別措置による延長期間</p> <p>本来、単位を取得すべき期間</p> <p>特別措置はごさいません。</p> <p>次々回の有効期限</p> <p>次々回の有効期限</p>															

※ 単位取得のリミットは、特別措置の終了までとなりませんが、次々回の更新までに5単位取得するスケジュールがタイトになることも視野に入れて、なるべくお早めに単位を取得し、更新手続をされることをお勧めします。